お客さま各位

令和８年11月 吉日
大同信用組合

各種預金規定の改定について

「手形･小切手の全面的な電子化」の政府方針に基づき、令和 9 年 3 月末で電子交換所における手形･小切手の交換廃止が決定したことに伴い、他行を支払地とする手形･小切手の預金入金の受付を終了（令和 8 年 12 月 30 日）することとし、下記のとおり各種預金規定を一部改定致します。なお、各規定の改定以前から預金契約いただいているお客様にも適用されることになりますので、ご了承いただきますようお願いいたします。

改定日：令和９年１月１日（金）

改定前	改定後
◆普通預金規定 **第２条（証券類の受入れ）** (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」という。）を受入れます。 (2)～(5)　省略	**◆普通預金規定** **第２条（証券類の受入れ）** (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」という。）を受入れます。ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。 (2)～(5)　省略
◆決済用普通預金規定 **第２条（証券類の受入れ）** (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」という。）を受入れます。 (2)～(5)　省略	**◆決済用普通預金規定** **第２条（証券類の受入れ）** (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」という。）を受入れます。ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。 (2)～(5)　省略
◆当座勘定規定 **第１条（当座勘定への受入れ）** (1) 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受入れます。 (2)～(4)　省略	**◆当座勘定規定** **第１条（当座勘定への受入れ）** (1) 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受入れます。ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。 (2)～(4)　省略

改定前	改定後
◆納税準備預金 **第２条（証券類の受入れ）** (1)この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」という。）を受入れます。為替による振込金も受入れます。 (2)～(5)　省略	**◆納税準備預金** **第２条（証券類の受入れ）** (1)この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」という。）を受入れます。為替による振込金も受入れます。ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。 (2)～(5)　省略
◆貯蓄預金規定 **第２条（証券類の受入れ）** (1)この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」という。）を受入れます。 (2)～(5)　省略	**◆貯蓄預金規定** **第２条（証券類の受入れ）** (1)この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」という。）を受入れます。ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。 (2)～(5)　省略
◆通知預金規定 **第２条（証券類の受入れ）** (1)小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 (2)　省略	**◆通知預金規定** **第２条（証券類の受入れ）** (1)小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。 (2)　省略

改定前	改定後
◆定期積金規定 **第 2 条（証券類の受入れ）** (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を払込日とします。 (2)　省略 **◆定期預金共通規定** **第 4 条（証券類の受入れ）** (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 (2)　省略 以上	**◆定期積金規定** **第 2 条（証券類の受入れ）** (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を払込日とします。ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。 (2)　省略 **◆定期預金共通規定** **第 4 条（証券類の受入れ）** (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。 (2)　省略 以上 （下線部分　追加）